

平成16年4月21日
教育研究評議会
令和元年10月16日改正
令和7年1月21日改正

教育職員人事に関する基本方針

21世紀の人類共通の課題に応える使命志向型教育・研究を推進し、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献する科学技術大学院基軸大学を構築するために、教育職員人事に関する基本方針を策定する。

教育職員の採用・選考に当たっては、教育研究評議会、全学人事計画委員会、部局等の教授会・運営委員会が連携・協力し行うものとする。全学人事計画委員会は基本方針に基づき「人事計画作成基準」を策定し、部局等の教授会・運営委員会はこの基準に基づき人事計画の作成及び選考を行うものとする。全学人事計画委員会は作成された人事計画が基準に合致するか、教育研究評議会は選考結果が人事計画に整合するかそれぞれ確認の上、審議するものとする。

なお、全学人事計画委員会に関して必要な事項を別に定めるものとする。

【基本的な考え方】

- (1) 教育職員の採用・選考に当たっての選考基準の明確化と教育職員採用過程の透明化を一層進める。
- (2) 学外の専門家の意見をも参考とし、より総合的な判断を可能とする人事の枠組みを設ける。
- (3) 特任教授の制度など、弾力的かつ多様な雇用形態を導入する。
- (4) 公募制を一層積極的に活用し、その要件や選考の方法を工夫する。
- (5) 任期制については、適用範囲、処遇等を検討しながら拡充する。
- (6) 外部資金等により、優れた若手研究者等の採用拡大を図る。
- (7) 特に優れた研究者の採用については、処遇等を検討する。
- (8) 国籍、性別、障害の有無、出身大学等にとらわれない採用を一層進める。